

鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター「かりんちゃん」 着ぐるみ取り扱い注意事項

(貸出備品)

貸出を行う備品は次のとおりとする

(1) 「かりんちゃん」着ぐるみ1体（運搬時はブルーシートで覆うこと）

(2) 「かりんちゃん」パーツ BOX

（腕・足・角・鈴・かばん・その他備品）

(厳守事項)

(1) 公衆の面前で、着ぐるみの着脱は行わないこと

(2) 着ぐるみを着用した際は、着用者は声を出さないこと

(3) 着ぐるみのデザインを変更して使用しないこと

(4) 着ぐるみの中は高温となるため、脱水症状等防止のため、長時間の着用は避けること（1回あたり20分の着用を目安とする）

(着用者の服装)

(1) 着ぐるみは頭部及び両肩で固定するため、着用者の頭部はタオルで覆い、また両肩が触れる部分は薄手の衣類（Tシャツ等）より生地の厚めの衣類を着用すること

(2) 汗防止、寒暖差の調節のため、首周りはタオル等で覆うこと

(安全確保)

(1) 着ぐるみ着用者は視界が狭くなり、特に前方の視界はほとんど確保できないため、安全上必ず介添者を付けること

(2) 雨天時や降雪時など足元が濡れている際の屋外での使用は避けること

(3) 強風時は着ぐるみのパーツが外れる恐れがあるため、使用には十分に注意すること

(4) 着ぐるみの周囲には、子どもが近寄ってくるため、危険防止のため急な動作はしないこと。また着ぐるみを引っ張ったり、体当たりするなど危険な行為を受けたときは介添者は優しく遠ざけたり、注意を促すこと

(5) 危険防止のため、火気の周辺には近づかないこと

(使用後の取り扱い)

(1) 脱いた着ぐるみ（手や足などのパーツも含む）は、内面・外面に消臭スプレーを噴射し、風通しのよいところで陰干しにして乾燥させてから返却すること

(2) 返却時には、破損や汚損の有無を確認し、万が一破損や汚損箇所があった場合は、「鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター「かりんちゃん」着ぐるみ貸出要綱第7条（原状回復）」に依ること